

1 はじめに

1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に制定された。

2) 取組の経緯

平成 17 年 WHO から「WHO Global Influenza Prepandemic Plan」の公表

厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定

「島根県新型インフルエンザ対策行動計画」策定

（平成 21 年度改定）

平成 22 年 「安来市新型インフルエンザ行動計画」策定

平成 24 年 5 月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの病原性が高く感染力が強い場合には、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えることになる。このため、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、また、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを越えてしまうということを念頭に次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去の新型インフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、国は科学的知見に基づき、我が国の地理的条件、大都市への人口集中や交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各国の対策も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

その上で、政府行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立している。

発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準

備を周到に行っておくことが重要である。

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにして、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染防止に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が必要となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

本行動計画は、以上のような、政府行動計画の考え方をふまえて作成したものである。

3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

3) - 1 基本人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運

送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、患者等の人権にも配慮しながら、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

3) - 2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともありますと想定され、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3) - 3 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

3) - 4 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

4) - 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高いインフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画においては、被害想定として、以下のとおり考えられている。患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、こ

これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することも重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

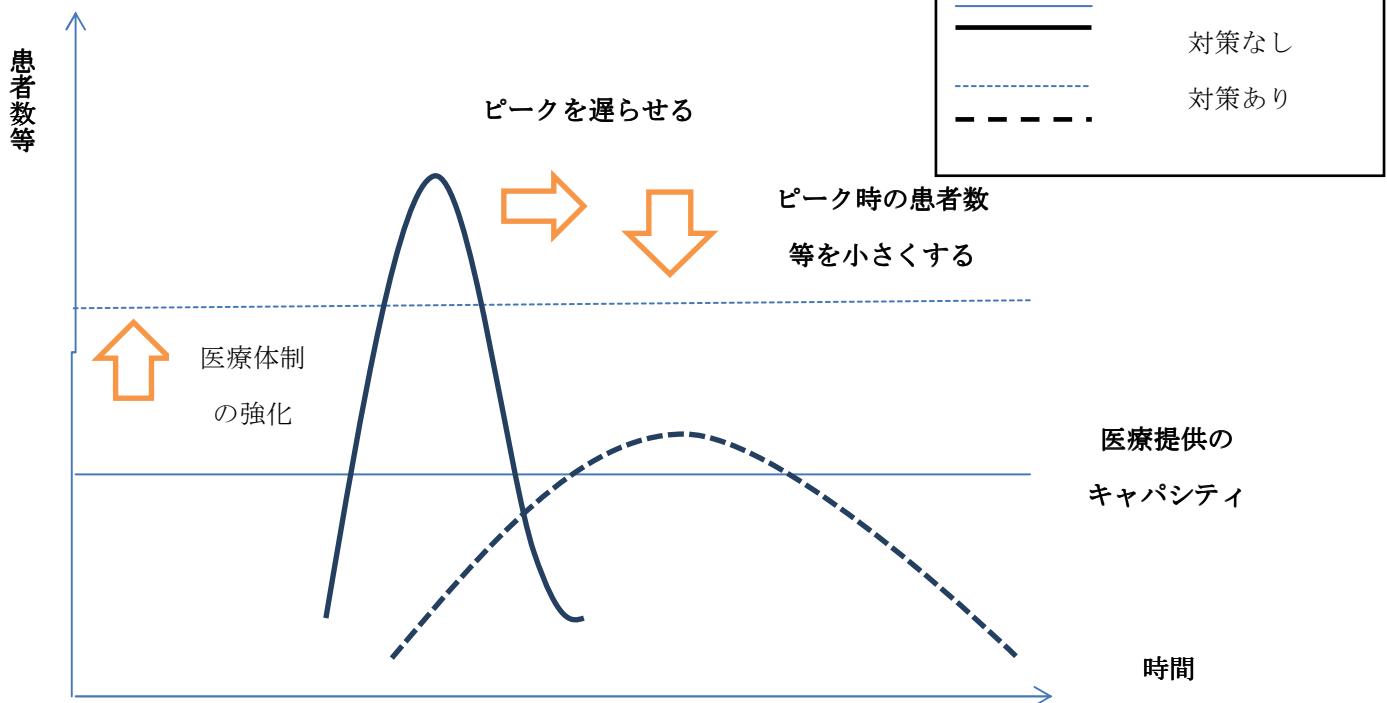
【被害想定】

		国	島根県	安来市
患者数		約 3,200 万人	約 18 万人	38,408
入院患者数	致命率：中等度 *1	約 53 万人	約 3,000 人	193
	致命率：重度 *2	約 200 万人	約 10,000 人	730
死亡者数	致命率：中等度 *1	約 17 万人	約 900 人	61
	致命率：重度 *2	約 64 万人	約 3,000 人	221

*1 中等度：アジアインフルエンザ等を想定した致命率 (0.53%)

*2 重度：スペインインフルエンザを想定した致命率 (2%)

＜対策の効果 概念図＞



政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推測。

この推計の上限値である約2,500万人を基に、致命率をアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定し、入院患者数は約53万人～約200万人、死亡者数は約17万人～約64万人と推計。

また、流行が各地域で8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算では、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人～39.9万人（流行発生から5週目）と推計。

以上をもとに、本県での被害想定を人口按分により推計すると、患者数は約18万人、医療機関の受診者数は約7万～14万人、また、入院患者数は約3,000人～1万人、死亡者数は約900人～3,000人となる。また、1日あたりの最大入院患者数は、中等度で約500人となり、重度の場合は約2,000人になると想定される。

安来市においては患者数は約38,000人、入院患者数は200人から700人、死亡者数は60人から220人と想定される。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮されていないことに留意する。

被害想定については、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

4) - 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画では以下のような影響が一つの例として想定している。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は、1週間から10日程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の期間後治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家族での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者があることを見込み、ピーク時（2週間）には従業員の最大40パーセント程度が欠勤するケースが想定される。

5) 対策の推進体制

①国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進める。

②島根県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確

な判断と対応が求められる。

正確な情報の提供、発生動向の把握、発生の予防、治療等、流行状況に応じた部局横断的な連携が求められることから、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため本庁に「島根県新型インフルエンザ等対策推進本部」及び「地区対策推進本部」を設置するとともに二次医療圏（以下、「圏域」という）においては、「地区推進会議」を設置する。

新型インフルエンザ等が発生（海外発生期）し、国が政府対策本部を設置したときには「島根県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、必要に応じて「地区対策本部」を設置する。

③市

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。新型インフルエンザ等対策の推進のため、県や近隣の市町村と連携し、地域の実情に応じた対策を実施する。

④医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療体制を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

⑤指定(地方)公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

指定（地方）公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガス

の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共施設を管理する法人及び地方独立行政法人うち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(特措法第2条第7項)

⑥登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行なう事業者については、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等発生前から従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行なうことが重要である。

また、発生時にはその活動を継続するよう努める。

⑦一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行なうことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

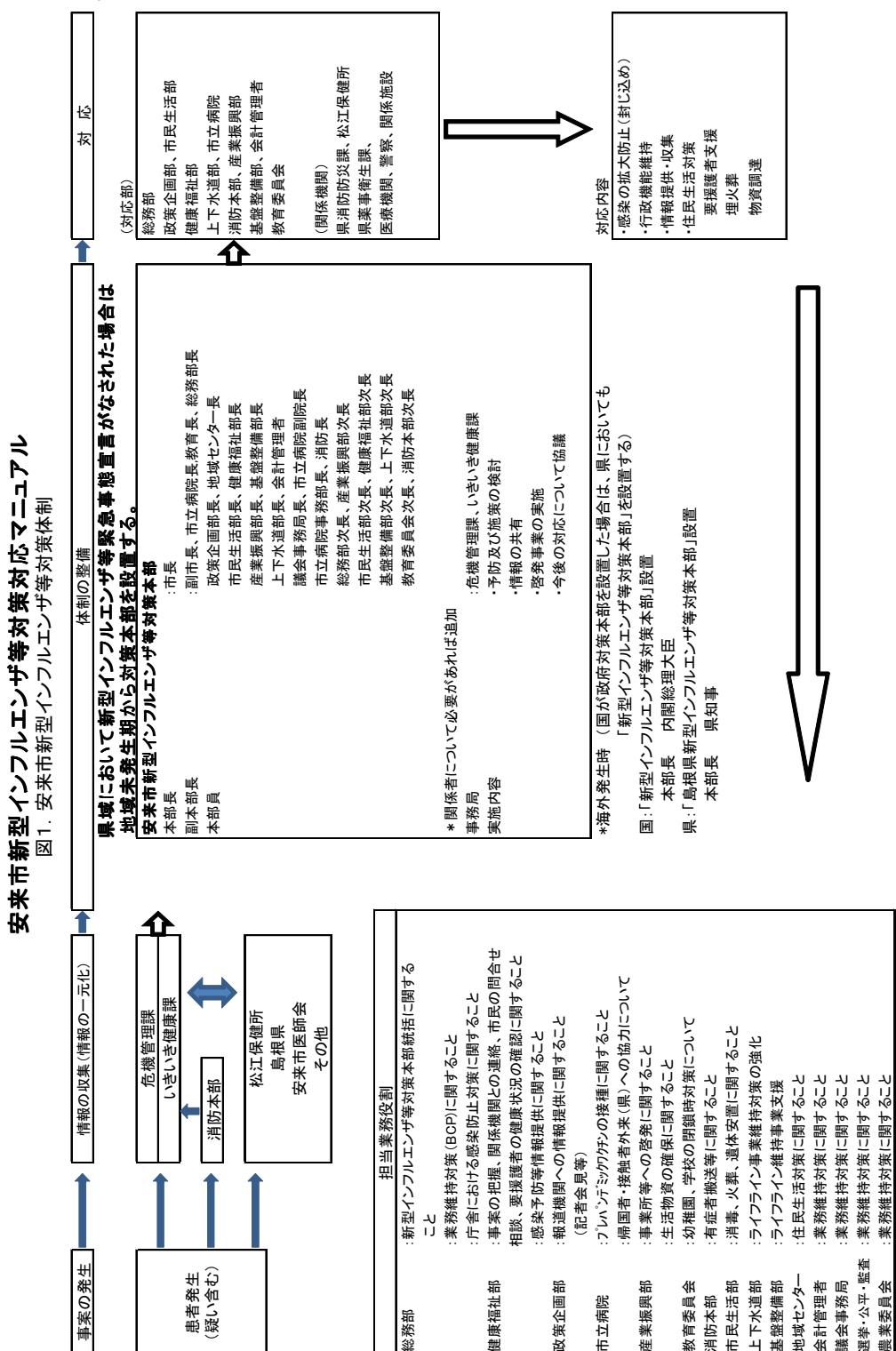
⑧市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6) 各部局の役割分担

安来市では、安来市危機管理マニュアルに基づき、新型インフルエンザ等に対し、段階に応じた対策を迅速かつ的確に実施するため、全庁をあげて対応する事を基本とし、各部課共情報の共有化を図り、図1のとおり各部の役割を定めて危機管理体制をとることとする。



7) 行動計画の主要 6 項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定」の 6 項目に分けて構成した。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、国、県、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、関係部局一体となった取り組みを推進する。さらに、関係部局においては、市町村や県内事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、関係部局一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とし、副市長及び各部局の長からなる新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

さらに、市民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府対策本部長が、特措法に基づき緊急事態宣言がされた場合は、必要な措置を講ずる。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。このため、国や県と連携し、各種のサーベイランスの実施に協力するものとする。

(3) 情報提供・共有

(3) – 1 情報提供・共有の目的

国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(3) – 2 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、市報及びホームページ、行政告知端末、ケーブルテレビ等の多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供を行う。

(3) – 3 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(3) - 4 発生時における市民等への情報提供及び共有

(3) - 4 - 1 発生時の情報提供について

新型インフルエンザの発生時には、発生段階に応じて、国内外、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮してわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。そのため、以下の点に特に注意してマスメディアに情報を提供する。

- ✓ 提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝える。
- ✓ 正しい内容が正確に伝わるよう丁寧に説明する。
- ✓ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(3) - 4 - 2 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、県、市町村の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置する。

(3) - 5 情報提供の体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有する。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るために時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(4) – 2 主な感染拡大防止策について

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するように促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

そのほか海外で発生した際には、感染症には潜伏期間や不顕性感染があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(4) – 3 予防接種

(4) – 3 – 1 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にと

どめることにつながる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

(4) - 3 - 2 特定接種

(4) - 3 - 2 - 1 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。政府行動計画における特定接種の対象は、

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- とされている。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務が定められる。

具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に市民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

政府行動計画では、登録事業者、公務員を別添のとおりとし、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者の順とすることを基本とするとされている。

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定するとされている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

(4) - 3 - 2 - 2 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得るもの及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

(4) - 3 - 3 住民接種

(4) - 3 - 3 - 1 住民接種

特措法においては、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、次の通り行うものとする。

- 緊急事態宣言が行われている場合については、住民に対する予防接種を予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行うこととなる。（特措法第46条）
- 緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者について、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類されることを基本とする。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患有する者
 - ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

[考え方1] 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

◆成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

◆高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

◆小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

[考え方2] 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

◆成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

◆高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

[考え方3] 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

◆成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

◆高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(4) – 3 – 3 – 2 住民接種の接種体制

住民に対する予防接種については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(4) – 3 – 4 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部の決定を受けて、実施する。

(4) – 3 – 5 医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

(5) 医療

(5) – 1 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめること、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(5) – 2 発生前における医療体制の整備

地域の関係機関と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を検討する。

また、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

(5) – 3 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は患者の治療とともに感染拡大抑制策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとする。また、国内での発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に提供する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者はその他の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染対策を行い、院内の感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

帰国者・接触者外来等の県における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者の受診が見られるようになった場合には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から協力医療機関で診療する体制に切り替える。ただし、ウイルスの病原性が低い事が判明した場合には一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で対応する。ま

た、患者数が大幅に増大した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽傷者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関以外の医療機関等に患者を入院させることができるよう、地域においては、医療体制を整備する必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、県医師会、安来市医師会、安来市歯科医師会、安来市薬剤師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

(5) – 4 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等をすることができる。

要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対しては、政令で定める基準に従い、県がその実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(5) – 5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

県は、国備蓄分と併せ、県民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間ほど続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にとどめるよう、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分に準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

8) 発生段階

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことが出来るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階で想定される状況と対応戦略を定める必要がある。

国は発生段階を、未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階に分けて分類し、それぞれの段階に応じた対応を定めている。国全体での各発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げを参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が判断し公表する。

本市においても行動計画の段階を、未発生期、海外発生期、地域内未発生期、地域内発生早期、地域内感染期、小康期の6段階とし、各段階に応じて対策を行うこととする。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとする。

なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

【県及び市の行動計画の段階】

市行動計画の段階	県行動計画の段階
【新型インフルエンザ等未発生期】	
新型インフルエンザ等が発生していない状態	
【海外発生期】	
海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態	
【地域内未発生期】 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、県、市及び隣接市町において患者が発生していない状態	【県内未発生期】 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態
【地域内発生早期】 県、市又は隣接市町において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県内発生早期】 島根県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【地域内感染期】 県・市又は隣接市町において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【県内感染期】 島根県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	
患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態	

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断

3 各段階における対策

未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的

- 新型インフルエンザ等発生に備え、体制の整備を行う。
- 本行動計画等を踏まえ、関係機関等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成、事前の準備を推進する。
- 市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1) – 1 行動計画等の策定

本行動計画の策定を行い、必要に応じて、見直しを行う。

(1) – 2 体制整備

- 平素から関係機関との情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。また、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- 関係部局間での情報共有体制を整備する。
- 市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口を設置する準備を進める。
- 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

(2) サーベイランス・情報収集

県と連携し、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報の収集に努める。

(3) 情報提供・共有

- 国及び県からの新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の

対応について情報を共有し、各種媒体を利用し市民に向けて継続的にわかりやすい情報を提供する。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等感染予防に対する知識の普及を図る。

(4) 予防・まん延防止

- 住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- 自らの発症が疑わしい場合は、保健所に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- 国が実施する検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。

(4) – 1 予防接種

特定接種の位置づけ

- 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く）の規定を適用し実施する。
- 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体となって接種を実施する。

特定接種の準備

- 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- 第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- 市は、業種を担当する府省庁が、特定接種の対象となる事業所の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要に応じて協力する。
- 登録事業者は、必要に応じ市町村を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、市はその際に協力する。
- 業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。

- 特定接種の対象となりうる地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。
- 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

住民接種の位置づけ

- 住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む）。
- 実施主体である各市町村が接種を実施する対象者は、当該市町村の区域内に居住するものを原則とする。
- 上記以外にも住民接種の対象者としては、当該市町村に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考慮する。

住民接種の準備

- 住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、区域内に居住するものに対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- 各市町村のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- 住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。
- 円滑な実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- 速やかに住民接種をすることができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

- 国及び県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。
- 実施主体となる市は、未発生の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、医師会等との連携の上、接種体制を構築する。
 - 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者の確保
 - 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
 - 接種に関する器具等の確保
 - 接種に関する住民への周知方法
- 接種のための会場について、地域の実情に応じつつ人口1万人に1箇所程度の接種会場を設ける。会場については、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
- 各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。
- 住民接種の詳細については別途市のガイドラインを作成することとする。

（5）医療

- 医師会、市薬剤師会を含む医療機関、薬局、市町村、消防等など、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- 市内で必要とする抗インフルエンザ薬の量を把握する体制を確認する。
市内の流行に備え、医療資機材について計画的に整備する。

（6）市民生活及び市民経済の安定に関する措置

- 新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。
- 地域内感染期に高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事等の提供）、搬送、死亡等の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握と共にその具体的手続きを決めておく。
- 住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれがある世帯（高齢者のみの世帯、障がい者世帯等）への具体的な支

援対策の整備を進める。

- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
- 自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。
- 新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

火葬能力等の把握

- 県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。
- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図ると共に、個別の埋火葬にかかる対応、及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。
- 火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼動時の一 日あたりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力ならびに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。
- 県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。

物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、また施設及び設備を整備する。

海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内では患者は発生していない状態。
- 海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- 新型インフルエンザ等発生に備え、体制の整備を行う。
- 本行動計画等を踏まえ、関係機関等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成、事前の準備を推進する。
- 市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

- 国が政府対策本部を設置した場合には、必要に応じて市においても「新型インフルエンザ等対策本部」を設置する

(2) サーベイランス・情報収集

- 県が実施するサーベイランス情報により状況を把握する。
- 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。
- 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。
- 市は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 感染対策の実施

- 市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(4) - 2 予防接種

特定接種の実施

国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

特定接種の広報・相談

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

住民接種の実施

- 住民接種実施要綱に基づき集団接種を実施できるよう準備を行う。
- 安来市医師会、薬剤師会等と連携し、住民接種体制の整備のための準備を行う。

(5) 医療

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患している危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる場合は、帰国者・接触者外来において診断を行なうため、県は、帰国者・接触者外来を整備する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

要援護者対策

新型インフルエンザ等発生後、市は新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

遺体の火葬・安置

- ① 国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合

に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う旨の要請を受け対応する。

- ② 県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起った場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保について準備を進める。

地域内未発生期

- 国内のいづれかの都道府県において患者が発生しているが、島根県内及び市、近隣市では患者が発生していない状態。

目的

- 市内発生の遅延と市内発生の早期発見に努める。
- 市内発生に備えて体制の整備を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1) – 1 実施体制

対策本部は、国の基本的対処方針及び市行動計画に基づき、対策を協議実施する。

(1) – 2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合の措置

①新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- 県域において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

海外発生期と同様の対策を行う。

(3) 情報提供・共有

- 市民に対し、県と連携の上、国内外の発生状況と具体的な対策等の情報をでき

る限り提供する。

- 県からの要請に従い、相談窓口等の体制の充実・強化を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4) – 1 住民接種

- 住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。
- 接種の実施にあたり、国及び県と連携し公的な施設を利用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) – 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 県は、国民の生命及び健康を保護し、ならびに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- 県は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、ならびに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、学校、保育所等を管理する者に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請を行なう。
- 住民接種
基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

- 県と連携を図りながら、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者を診察する場合に備えて、防護服の準備などの感染対策等を進める。
- 医師会等と連携し、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する準備を進める。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

➤ 要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡等の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障をきたすおそれがある世帯への具体的な支援体制の整備を進める。

(6) – 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

➤ 水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

➤ 生活関連物質等の価格の安定等

国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物質が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

地域内発生早期

- 県、市又は隣接市町で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的

- 市内での感染拡大を出来る限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(1) 実施体制

(1) – 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(1) – 2 政府現地対策本部との連携

国が、県に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。

(2) 情報提供・共有

相談窓口等の体制充実・強化

- 市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。
- 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有すると共に、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

(3) 予防・まん延防止

引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(3) – 1 予防接種

住民接種

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始すると共に、その接種に関する情報を提供する。

- 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- 発熱の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報、ホームページ、行政告知端末等により周知する。
- また、接種会場においては掲示板等により注意を促すことにより、接種会場における感染対策を図ることが重要である。

- 基礎疾患有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市町村の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

住民接種の広報・相談

市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人意思に基づく接種であり、市としては、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。

市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(3) - 2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

住民に対する予防接種については、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

住民接種の広報・相談

- 接種目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝え、住民接種が速やかに実施できるよう留意する。
- ワクチンの有効性・安全性についての情報をわかりやすく、できる限り公開する。

- 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、わかりやすく情報提供を行う。
- 具体的なスケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の周知を行う。

(4) 医療

(4) – 1 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

- 計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品、配分・配布等を行う。
- 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

遺体の火葬・安置

- 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものの手に渡るようにする。
なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事するものに必要な数量を配布する。
- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(5) – 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 水の安定供給
水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

- 生活関連物資等の価格の安定等
市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

地域内感染期

- 地域内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。

目的

- 医療体制を維持する。
- 健康被害を最小限にとどめる。
- 市民生活・経済への影響を最小限にとどめる

(1) 実施体制

(1) – 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

国、県から情報提供される国内の発生状況を把握する。

(3) 情報提供・共有

相談体制充実・強化

- 国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。
- 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。
- また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(4) 予防・まん延防止

引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(4) – 1 予防接種

住民接種の実施

- 市町村は、緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市町村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(4) – 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、安来市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。

(5) – 1 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザの患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関

への移送) や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5) – 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅医療を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都道府県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

要援護者対策

- 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
- 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。

遺体の火葬・安置

- 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- 県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
- 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市及び県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

- 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員を確保する。
- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

(6) – 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

- 水の安定供給
- 生活関連物資等の価格の安定等
- 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民の迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

遺体の火葬・安置

- 国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼動させる旨の要請を受け、対応する。
- 国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

要援護者対策

国からの在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する

小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行はいったん終息している状況。

目的

- 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

(1) 実施体制

(1) – 1 実施体制

対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、市行動計画等に基づき対策を協議、実施する。

(1) – 2 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

県が実施するサーベイランスより情報収集を行なう。

(3) 情報提供・共有

- 市民に対し、利用可能な媒体、機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- 情報提供のあり方を評価し、見直しを行なう。
- 状況を見ながら国からの要請に基づいて相談窓口の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

(4) – 1 予防接種

- 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

- 予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(4) – 2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(5) – 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 必要に応じ、地域内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

要援護者対策

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者等について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(6) – 1 緊急事態宣言がされている場合の措置

国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小、中止する。